

平成28年第3回玄海町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成28年9月5日（月曜日）					
招 集 場 所	玄 海 町 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	平成28年9月16日午前10時00分			議 長	上 田 利 治 君
	閉 会	平成28年9月16日午前10時32分			議 長	上 田 利 治 君
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員	議席 番号	氏 名	出 席 等の別	議席 番号	氏 名	出 席 等の別
	1	井 上 正 旦 君	○	2	山 口 定 君	○
○ 出 席	3	脇 山 奉 文 君	○	4	池 田 道 夫 君	○
× 欠 席	5	脇 山 伸 太 郎 君	○	6	友 田 国 弘 君	○
× 不 応 招	7	中 山 昭 和 君	○	8	古 舘 義 純 君	○
出 席 11名	9	欠 番		10	岩 下 孝 嗣 君	○
欠 席 0名	11	藤 浦 皓 君	○	12	上 田 利 治 君	○
会議録署名議員	2 番	山 口 定 君		1 番	井 上 正 旦 君	
地方自治法第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	岸 本 英 雄 君		副 町 長	鬼 木 茂 信 君	
	教 育 長	小 柳 勉 君		会 計 管 理 者	小 山 康 人 君	
	管 理 統 括 監	西 立 也 君		政 策 統 括 監	池 田 正 彦 君	
	総 務 課 長	綾 部 保 基 君		財 政 企 画 課 長	杉 谷 裕 子 君	
	税 務 課 長	井 上 新 吾 君		住 民 福 祉 課 長	中 山 昇 洋 君	
	保 健 介 護 課 長	寺 田 美 由 妃 君		産 業 振 興 課 長	山 口 清 二 君	
	ま ち づ くり 課 長	松 本 恵 一 君		生 活 環 境 課 長	脇 山 典 久 君	
	教 育 課 長	中 村 大 輔 君				
職務のために議 場に出席した者 の氏名	事 務 局 長	脇 山 和 彦		議 会 事 務 局 係 長	熊 本 秀 樹	

平成28年第3回玄海町議会定例会議事日程（第3号）

平成28年9月16日 午前10時開議

- 日程1 議案第46号 玄海町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 議案第47号 玄海町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第48号 玄海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第49号 玄海町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第50号 平成28年度玄海町一般会計補正予算（第4号）
- 議案第51号 平成28年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第52号 平成28年度玄海町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第53号 平成28年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第54号 平成28年度玄海町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程2 議案第55号 平成27年度玄海町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第56号 平成27年度玄海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第57号 平成27年度玄海町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第58号 平成27年度玄海町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第59号 平成27年度玄海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第60号 平成27年度玄海町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程3 議案第61号 玄海町特別養護老人ホーム玄海園等に係る指定管理者の指定について
- 日程4 閉会中の継続調査について
- 日程5 議員の派遣について

午前10時 開議

○議長（上田利治君）

おはようございます。ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本定例会に執行部から追加議案が1件送付されておりますので、職員に朗読させます。

○議会事務局長（脇山和彦君）

〔朗読省略〕

○議長（上田利治君）

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって、御了承方お願いいたします。

- 日程1 議案第46号 玄海町犯罪被害者等支援条例の制定について
議案第47号 玄海町税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第48号 玄海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第49号 玄海町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第50号 平成28年度玄海町一般会計補正予算（第4号）
議案第51号 平成28年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第52号 平成28年度玄海町介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第53号 平成28年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第54号 平成28年度玄海町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（上田利治君）

日程1. 議案第46号 玄海町犯罪被害者等支援条例の制定についてから議案第54号 平成28年度玄海町水道事業会計補正予算（第1号）までの以上9件を一括議題といたします。

本件につきましては、9月5日の本会議において予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長に審査結果の報告を求めます。予算特別委員長、中山昭和君。

○予算特別委員長（中山昭和君）

御報告いたします。

9月5日の本会議において、予算特別委員会に付託を受けておりました議案第46号 玄海町犯罪被害者等支援条例の制定についてから議案第54号 平成28年度玄海町水道事業会計補正予算（第1号）までの以上9件につきましては、慎重審議の結果、全員一致をもって可決されましたので、ここに御報告申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第46号 玄海町犯罪被害者等支援条例の制定についてから議案第54号 平成28年度玄海町水道事業会計補正予算（第1号）までの以上9件については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程2 議案第55号 平成27年度玄海町一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第56号 平成27年度玄海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第57号 平成27年度玄海町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第58号 平成27年度玄海町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第59号 平成27年度玄海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

の認定について

議案第60号 平成27年度玄海町水道事業会計剰余金の処分及び決算の 認定について

○議長（上田利治君）

日程2. 議案第55号 平成27年度玄海町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第60号 平成27年度玄海町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての以上6件を一括議題といたします。

本件につきましては、9月5日の本会議において決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長に審査結果の報告を求めます。決算特別委員長、池田道夫君。

○決算特別委員長（池田道夫君）

御報告いたします。

9月5日の本会議において、決算特別委員会に付託を受けておりました議案第55号 平成27年度玄海町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第60号 平成27年度玄海町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての以上6件につきましては、慎重審議の結果、全員一致をもって可決及び認定されましたので、ここに御報告申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第55号 平成27年度玄海町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第60号 平成27年度玄海町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての以上6件については、原案のとおり可決及び認定することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決及び認定することに決定されました。

日程 3 議案第61号 玄海町特別養護老人ホーム玄海園等に係る指定管理者の指定について

○議長（上田利治君）

日程 3. 議案第61号 玄海町特別養護老人ホーム玄海園等に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

それでは、追加して送付させていただきました議案第61号 玄海町特別養護老人ホーム玄海園等に係る指定管理者の指定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

玄海町特別養護老人ホーム玄海園等の管理運営について、地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者として次の者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称につきましては、玄海町特別養護老人ホーム玄海園、玄海町グループホーム玄海園、玄海町高齢者向け住宅玄海園及び玄海町宅幼老所玄海園でございます。

指定の期間につきましては、玄海町特別養護老人ホーム玄海園が平成29年4月1日から平成34年3月31日まで、その他の3施設がいずれも平成29年7月1日から平成34年3月31日までといたしております。

指定管理者の名称等につきましては、佐賀県多久市北多久町大字小侍640番地1、社会福祉法人天寿会理事長諸隈正剛氏でございます。

提案理由といたしましては、玄海町特別養護老人ホーム玄海園に係る指定管理者の指定期間が平成29年3月31日で満了するため、また、玄海町グループホーム玄海園、玄海町高齢者向け住宅玄海園及び玄海町宅幼老所玄海園が平成29年度7月1日から開設することに伴いまして、玄海町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定により選定をした団体を指定管理者に指定するものでございます。

これらの施設はそれぞれ異なる設置目的を持つ独立した公の施設ではありますが、隣接した複合施設としての利点を生かし、一括管理を行うことで業務の一元化や共通化を進め、各施

設間の緊密な連携による相乗効果を発揮し、機能的かつ効率的に活用することができる団体を選定させていただいております。

以上、簡単ではございますが、どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

特別養護老人ホーム玄海園、玄海町グループホーム玄海園、玄海町高齢者向け住宅玄海園、玄海町宅幼老所玄海園、以上4つの施設を指定管理者として社会福祉法人天寿会に運営委託をするということですけど、それ自体に反対するものではありませんが、その内容についてですね、契約を行う内容というか、特別養護老人ホームだけで介護保険収益で460,000千円ぐらいになるわけですよね。そして、施設は全て町が整備してやる、インフラ整備はしてやる。天寿会も運営するには幾らかの準備金等は必要だったと思いますが、もう過去10年間においても相当収益を上げていると思っております。しかし、社会福祉事業は収益を目的とするものではないということは承知しておりますし、県あたりもそういう指導をしたというふう聞いておりますが、しかし、20年、30年経過していくうちに、さまざまな改修も修繕も行わなければならないようになってきております。今、既にテラスデッキの改修で40,000千円ぐらい支出をしておりますよね。その修繕も町が全て行っている。だから、この契約内容を、今までは町に寄附したらいけないとか、そしてまた、厚生労働省の調べによって、特別養護老人ホームを全国調べたら、3億円平均の特別積立金があるということで、特別養護老人ホームは利益が出過ぎじゃないかというようなことを言われておりますが、また、改築、改修をする場合は多額の金が必要、それを積み立てるという方法でどのような契約の仕方を考えておられるか、お尋ねします。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今回、このような形で指定管理者を選定させていただきました。これは議会で皆さん方の承認をいただいた後に契約を結ぶこととなりますが、その中でしっかりと協定書にうたい込まなければいけない項目が実はたくさんございます。その中で、今、御指摘をいただいた部

分、それから、これからどうやって施設改善をしていくかということも踏まえた上で、十分に理解いただけるような協定書をしっかりと結んで、これによって私どもは特別養護老人ホームを初めとする4施設のきちんとした形の将来に向けた運営ができるように、今、これから協定を結ばせていただくというふうに考えております。

そんな中で、先ほど御指摘をいただいたように、指定管理の施設改修という部分の負担区分というものも考えておまして、これは募集要項に規定しております施設改修の負担区分の取り扱いに関しましては、本町といたしましては大規模改修の基準を50,000千円として、それ以下の改修や修繕については指定管理者が負担するとの方針で指定後の指定管理者との協議を行いたいというふうに考えております。

なお、今後、介護報酬の改定など収入が不確定な部分もございますので、指定管理者側の意見も考慮しなければならないということも同時に考えてはおりますが、先ほど申し上げたように、しっかりとこれまで積み立ててきた部分については十分に玄海園で使わせていただくということで今回協議をさせていただいて、そのような協定を結びたいというふうに考えておるところでございます。

現実に今回で第3期目になりますので、この3期目にはしっかりと、今、私が申し上げたような項目を含めて数多くの協定を結ばせていただいて、議会でも御納得いただけるような運営管理ができるよう、今後も玄海町としてもしっかりと努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

通常の介護に対する管理運営についてはいろんな批判の声も聞いておりませんし、それには一応満足をしております。私が言っているのは経済的な面ですね。今、町長の答弁では、施設の修理する負担割合、大規模改修については、50,000千円以下は指定管理者が行う。そうすれば、昨年度と本年度であったテラスデッキの改修は今度の協定案では指定管理者が行う場合だった、そのような契約を前回は結んでいなかったから町の一般財源で行ったということですね。となれば、過去10年間、運営をしておるわけですけど、460,000千円ぐらいの介護保険収入があります。そして、それには人件費が主だと思いますが、食事費とか、さまざまある中で大体60,000千円ぐらいの利益は出ていたはずですよ。しかし、270,000千円

しかこの積立金がない。ほかの利益はどこへ行ったのか、監査をしておられるからわかると思いますが、どのようなところへお金は出たんでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

私も正確に数字を把握しているわけではありませんけれども、本部経費を20,000千円ということで計上がされておりますし、それから、私ども玄海町に積み立てをしていただく12,000千円、ですから、これがトータルすると32,000千円出てまいります。この分が、例えば、10年間であれば10年間320,000千円という数字であらわされているのかなという気がしておりますが、現時点で残されている内部留保については270,000千円でございますから、その中からやはり人件費ですとか、そういったものに私は充てられたんだというふうに理解をしておりました。ですから、今後もうこういう形で積み上げられてきた積立金については、今、申し上げたとおりに、玄海園そのものに使わせていただくような設定をきちんとさせていただいて、今後はこれは議員各位皆さんも御承知かと思いますが、厚生労働省の法律が本当に目まぐるしく短期間で改正をずっとされております。今回も平成28年の3月に改正をされましたことを踏まえた上で、充実基本計画もつくりかえを多分社会福祉法人もやっていかなければいけないということを考えますと、そういったものの準備ですとか、それから、玄海園の場合は職員のほぼ80%を超える人員が、それぞれに介護士なり、それから、介護をやらなければいけない資格を持っておりますので、こういう人たちも最初は多分その資格を持っていなかった人たちに対して、そういった資格が持てるような状況は作り出してこられたというふうに理解をいたしておるところであります。あと細かい数字については完全に把握をしているわけではございませんので、それがトータルすると、そういう数字になるのではないかというふうに私としては考えておるところでございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

今、私は特別養護老人ホームだけの収益を言いましたけど、今回、管理を行う要望をしているのはグループホームとか、宅幼老所とかありますよね。それは全て管理は運営すれば赤字という試算が出ておりますけど、実際やってみてどうなるか、もっと赤字幅が大きくなる

のか、それとも、とんとんぐらいまで行くのかとなりますけど、これがもし赤字だった場合は特別養護老人ホームの収益から補いをするということですか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

町としましてはそういったふうに物事を考えていきたい、協定の中で、当然、相手方があることですから、そこは協議をしながら協定書の中にそういったうたい込みもさせていただくよう努力をしていきたいと考えております。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

当然、赤字の試算がしてあります。だから、そのようになるんでしょう。特別養護老人ホームは黒字ということはもう周知の事実ですけどね。だから、今、私は年間に60,000千円利益が出ていると言いましたけど、今度3つの施設をまた追加指定管理すれば、その黒字幅は減ってくるんだと思います。その中でも20,000千円の本部経費というのは、赤字が出た場合でも変わらず契約をするのかですね。生あるものは必ず減する。もうついの住みかですね、この場合は。だから、誰が世話になるかもわかりませんが、そのためにも将来までずっと続いていかねばならないというつもりで私は質問をしておるんですけど、その辺の内容をしっかりと町長、今、一応言ったような内容で、相手のあることだから相手が拒んだ、だから引っ込めました、どうもあなたは民間のときの営業からそういう弱いところがあるようですので、しっかりと交渉をして、玄海町の利益を代表するように行っていただきたいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、岩下議員さんから御指摘をいただいたとおり、その部分は私どもも玄海町の財政の状況もございますし、しっかりとした形で将来の町民の皆さんにきちんと、特にこの福祉に関してはしっかりと守っていかなければいけない部分というのがたくさんございますので、そういったことを踏まえた上でしっかりとした協定を結ばせていただきたいというふうに考え

ております。どうぞ御理解をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

先ほど町長が言われました、これは現在の玄海園の270,000千円の次期繰り越し。ただ、これが実際のところ、これは固定資産等とかも入っておりますね。だから、これの内訳を単純に見ると、有価証券と、あと施設整備改修等積立資産60,000千円、それぐらいが今後の修理等とか改修、また、備品購入等に使われる分ではないかなと思っております。詳しく見ると、借入金等はありませんけれども、まだ未収金とかいろいろありますけれども、やはりそこから見ていかなくちゃならないのと、だから、270,000千円そのまま残つとるわけじゃなかですよね、現金がですね。だから、修理、改修が何年か続いても、それだけが使えるわけではない。

それから、収支の見込みですね、新しい施設を3つした場合、これの見積り的には玄海園が現状本部経費と町への繰出金、これ20,000千円と12,000千円ですが、現在27,000千円ほど収益が上がっておりまして、ほかの分がほとんど全部、見積りとしてはマイナス、赤字ということで、最終的にはもう1,000千円満たない、剰余金しか残らないようになります。これは一般質問でも言いましたけれども、そうなって、今度、運営の仕方によったら、もっと赤字幅が出る可能性もあるわけですね。だから、パレアみたいに委託金を払わないような状況はきちんと、今後運営された場合、そこはちゃんと担当課と精査して、修理代とかかかって一般財源も入れたり、また、委託金を入れるというふうになると、ちょっとこれをつくった、もちろん町民に対するサービスは上がるわけですがけれども、赤字でそういうふうにならないように、今後も年ごときちんと精査はされるべきだと思っておりますけど。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、脇山議員さんから御指摘をいただいた部分についてもしっかりと我々掌握をして、今回、当然、指定管理者に選定をいただきましたならば、その部分についても協議をして、しっかりとした協定を結ばせていただかなければいけないと思っておりますし、今おっしゃっていただいたように、現実には270,000千円という内部留保が残っておりますが、税

金の部分とか、そういった分を差し引くと、まだ確かに少なくなっていくます。しかも、今回4施設が合同した形になりますので、それをトータルすると、単年度で見ると、今おっしゃって、御指摘をいただいたとおり、我々の試算では500千円から3,000千円の範囲の中ぐらひはひょっとしたら黒字が出せるかもしれないというふうには思っておりますけれども、これはもう運営する側の努力にかかっております。ただ、この努力は当然そこで雇用していただいている人たちの給料のことも考えなければいけません。町民の方が半数以上勤めておられるわけですから、そういった方にも十分に理解をしていただける報酬を払っていただけるよう努力は今後も続けていただくよう、これは協定とは別の話でありますけれども、要請をしていきたいと思っておりますので、今後もまた気づかれた点がございましたら、こういった形で議会の中でも、それから、一般的にでも御指摘をいただきますようお願いを申し上げておきたいなと思っております。一生懸命努力させていただきます。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第61号 玄海町特別養護老人ホーム玄海園等に係る指定管理者の指定については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程4 閉会中の継続調査について

○議長（上田利治君）

日程4. 閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務常任委員長、産業建設常任委員長及び文教厚生常任委員長から調査中の事件につき、

会議規則第69条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。総務常任委員長、産業建設常任委員長、文教厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、総務常任委員長、産業建設常任委員長及び文教厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程5 議員の派遣について

○議長（上田利治君）

日程5. 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第110条の規定により、お手元に配付しております議員派遣についての申し出のとおり、議員を派遣したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、ただいまのとおり、派遣することに決定いたしました。

以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、平成28年第3回玄海町議会定例会はこれにて閉会いたします。

午前10時32分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

玄海町議会議長

玄海町議会議員

玄海町議会議員